## 様式第七(第4条第7項関係)

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

- 1. 変更認定をした年月日 令和元年12月19日
- 2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称 OUVC1号投資事業有限責任組合
- 3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容 無限責任組合員 役職員の構成

取締役について、1名選任

(変更前) 取締役  $\underline{5}$  名 (うち大阪大学役職員を含まず、社外取締役  $\underline{4}$  名を含む) (変更後) 取締役  $\underline{6}$  名 (うち大阪大学役職員を含まず、社外取締役  $\underline{4}$  名を含む)

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期 本組合設立の日の翌日から起算して 10 年間とする。但し、総有限責任組合員出資口数 合計の 3 分の 2 以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、 1 年延長可(最長 5 年の延長可)とする。

※名称、代表者、所在地、出資者、組織図、特定研究成果活用支援事業の内容について は変更なし